

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由第一点について。

所論永代借地料の一部を支払ったという主張につき、所論のような釈明をしなかつたからといって、原判決の結果に影響を及ぼすべき違法があるとはいえない。 論旨引用の判例は本件に適切でない。論旨は理由がない。（釈明の結果、自白がなかつたものとされたところで、原判決は拳示の証拠により上告人は被上告人ら先代から本件係争地を賃借したもので、買受けたのでない旨の事実を認定しているのであるから、結論に影響はない。）

同第二点について。

所論は、すべて、原審が適法に確定した事実を争うに帰着し、採用し難い。（論旨四及び五は判断遺脱又は理由不備をいうけれども、原審の事実認定が経験則論理法則に反しているという前提のもとに斯く主張するものであるところ、経験則論理法則無視と思われる点はないのである。）

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	高	橋		潔
裁判官	石	坂	修	一